

彦根は世界遺産に挑戦できるのか？

彦根城は、日本政府の世界遺産登録暫定リストに当初から載っていますが、最近全国紙で、国が推薦する可能性は低いと報じられました。また、石見銀山遺跡は、ユネスコの諮問機関（イコモス）が「顕著な普遍的価値の証明が不十分」として「登録延期」を勧告したものの、本審議で逆転して登録となりました。

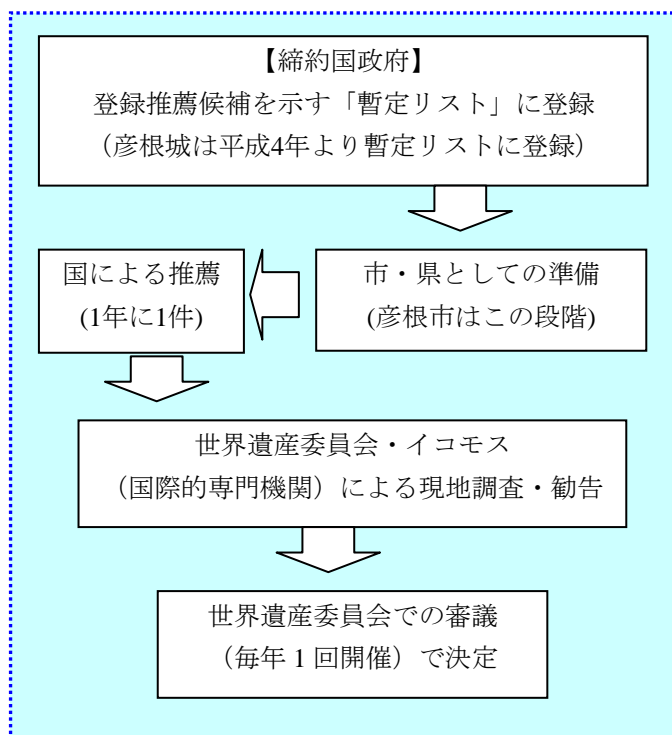
彦根景観フォーラムでは、6月9日（土）公開シンポジウムを開催し、彦根市教委 谷口 徹 氏を講師に、彦根の世界遺産の可能性を考えてみました。

●世界遺産とは

昭和47年（1972年）、第17回ユネスコ総会で「世界の文化遺産および事前遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」が採択され、この条約に基づき、人類全体の財産として国際的に保護・保全することが義務づけられる「遺跡」や「建造物」・「自然」などが「世界遺産」です。

「世界遺産」登録には、ユネスコの世界遺産委員会において、遺産の内容が他に類例のない固有のものであり、国際的に決められた判定基準に照らして「顕著で普遍的な価値」があり、その価値にふさわしい有効な保存管理が手厚くなされていると認められることが条件となっています。また、一国からは、同種の遺産を重複して登録しないことになっています。

■ 世界遺産登録までのプロセス



●世界遺産委員会における文化遺産登録の傾向

①登録遺産の数を抑制

世界遺産を管理可能な規模とするために、新規の登録遺産を抑制する施策がとられています。

②資産の内容・構成が多様化

最近の審査では、単体としての「顕著な普遍的価値」を持つもののみならず、一群の資産が相互に関連性・連続性を持ち、総体として独特の文化を表しているようなものも評価する傾向にあります。1つのテーマの下に複数の構成資産を組み立て、文化と文化資産を総体として捉える手法は、城郭の単体では登録困難な彦根にとって、もっとも注目すべき手法です。

③地域的・時代的不均衡の是正

①人類の科学技術を発展を示す産業遺産、②新しい時代の遺産である20世紀の建築、③人類と自然との共生を示す文化的景観などが重視されています。

●日本政府による世界文化遺産登録の推薦の情勢

① 暫定リスト追加記載の傾向

平成13年の紀伊山地・石見銀山・平泉、平成19年の富士山・富岡製糸・飛鳥藤原・長崎では、「文化的景観」「産業遺産」が重視されました。

② 国としての万全の保護の姿勢

資産の史跡等への新指定、または追加指定を最大限に行い、保護範囲の拡大を図るとともに、文化遺産の全体を視野に入れた包括的な保存管理計画を策定することが必要とされています。

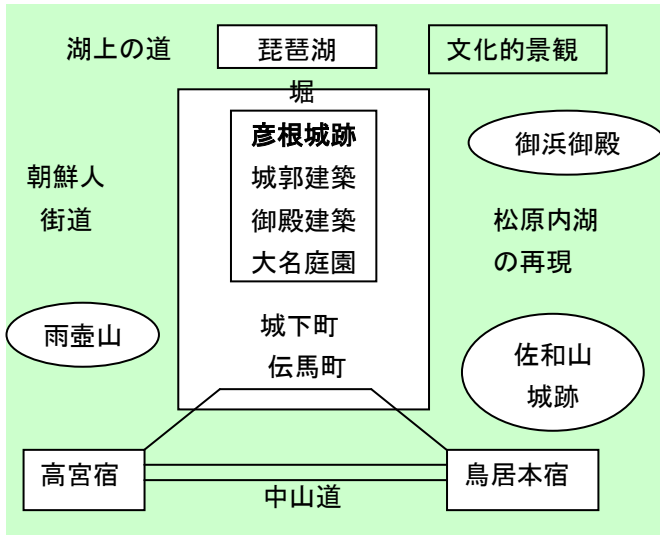
③ 文化財を総体として把握し組み立てる

文化財の総合的保護の観点から、種別を超えた一群の国指定文化財を中心に、地域に独特の歴史・文化の様相を総体として示し、もって日本の歴史・文化の重要な一端を担っていると判断できるような連続性のあるものを重視しています。



●彦根城を世界遺産へ（谷口私案）

テーマ：『日本の近世封建城郭都市・彦根』



彦根城の世界遺産登録を推進する
方策を考える懇話会 彦根市に設置

6月29日に初会合 来年3月まで4~5回開催

【懇話会委員】

- 大沼芳幸 県教委文化財保護課課長補佐
- 柴田いづみ 県立大学環境科学部教授
- 中井 均 米原市教委まなび推進課長・
織豊期城郭研究会代表
- 西川幸治 元県立大学長
- 濱崎一志 県立大人間文化学部教授
- 林 博通 県立大人間文化学部教授
- 山崎一眞 滋賀大産業共同研究センター教授
- 獅山向洋 彦根市長
- 谷口 徹 彦根市教委文化財課課長補佐

連載 **創造的修景を考える** —よりよき次代のために— 建築家 戸所 岩雄

第9回 町家再生へのおもい

町家に関心を持つ人が増えています。より無機質化してゆく大都市（「メジャーなものや表層のデザインの巧拙が真実」という価値観によって支配される空間）では満たされない“こころ”が、日本的・伝統的町家の空間に魅力を感じることは理解できるのですが、それらが商業空間の様に非日常的空間にあつての場合と日常空間、特に個人の住居にあつても同じように考えることができるのかどうか。

個人住宅の場合の問題点は、

- 個人の生活空間としてのプライバシーの確保と、まち空間への連続性・開放性の両立
- 機能性、利便性への欲求と、ゆとり感、あいまい（ファジィ）空間の持つ多様性に対する評価
- 私の好み（個性）の発揮＝他者との差別化と考える人にとって、個の建物も景観のひとつとして捉える考えに抵抗がないか、没個性と考えないか。
- これらに対して住民同志、どうコンセンサスがとれるのかがポイントになります。



町家再生へのおもいを具体化するには、

- 新築する建物に町家のもつ豊かな空間的特性を取りこみ計画する
- 既存の町家をリノベーション(改修)する場合、

機能的、文化的価値を正しく評価し、それらと現代的欲求要素をうまくかみあわせる

- 環境としての景観や、まちなかでの個（個人の住居）のあり方に思いをめぐらす。まち全体の魅力が高まることにより個の豊かさも実現するという相互利益という考えが生まれにくいことには難しい。個の建物が再生されても、町屋型モデルハウスを作ることにほかならない。

これらは歴史的環境でのまちづくりに関わってきたなかで常に感じてきた点です。

まず、そこに住む人々がどの様なライフスタイルを選択するのか、を話し合うことから始め、“なぜ町家って魅力的なの？”



“町家を魅力的にしているものは何なの？”を明確にすることです。そのことによって、そのまちに住むひとの共通の意識が生まれ、さらには生活を豊かにする様々な要素（福祉 etc.）や防災・防犯に対する考えの必要性などに話はひろがってゆくことでしょう。

今日まで「まちの活性化」は、どちらかというと「商業の活性化」という視点で語られがちでしたが、「まちの豊かさ、生活する人にとっての豊かさ」という視点で捉えてゆくことがこれからはますます必要だと思えます。